

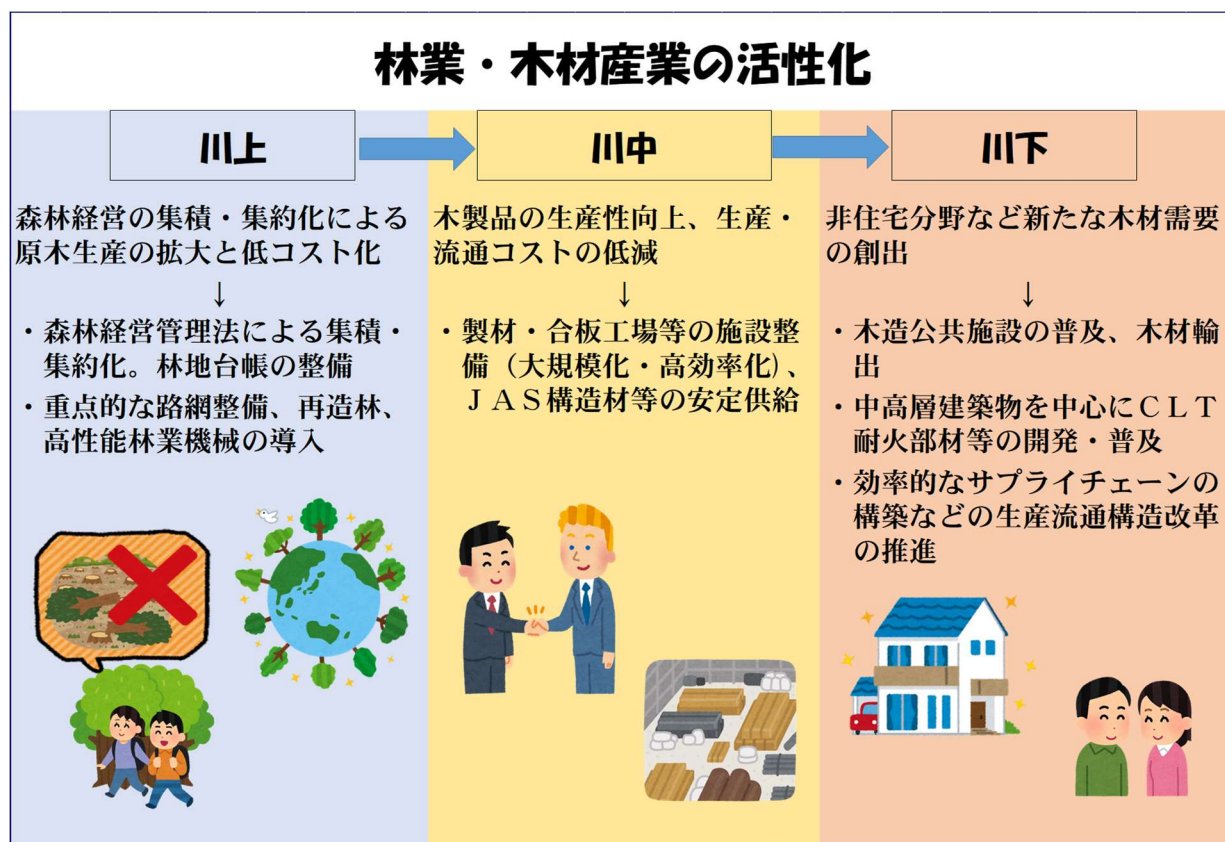
森林認証の活用

◆ 地域が一体となって進める地域のための林業・木材産業活性化

様々な林業・木材産業活性化に向けた施策において、森林認証を活用できる場面は多々あり、関係者の方々全員での資源循環型社会づくりに取り組むことができます。

(例) 適切な経営管理、安心・安全な材の供給や、それをなし得るサプライチェーンの構築 など

持続可能な社会に対して森林認証によるこのような取組が重要となります。



森林認証の活用によって事業リスクの低減が可能

森林認証制度の登場以来、企業の社会的責任の観点から森林認証が活用されてきましたが、今後はこうした活用も維持しつつ、事業リスクを低減するために積極的に活用することが期待されます。

◆ 林業に関連する事業者にとって低減が期待される事業リスク

- 調達木材が違法伐採された木材であるリスク
- 合法性やトレーサビリティのない木材を使用することで、企業の評判をさげるリスク
- 海外の情勢変化により材料調達が停止あるいは減少するリスク
- 国際市場に日本産木材が輸出できなくなるリスク など

CoC 認証の取得

CoC 認証を取得するには、独立した第三者機関（認証機関）の実施する審査に合格する必要があり、それぞれの森林認証ごとに定められている基準等を満たしていることを認証機関が証明することが求められます。

◆ CoC 認証取得までの流れ

1 川上事業者との合意形成	製材業者等が中心となって、森林所有者や素材生産事業者等が連携し、認証材の供給体制を作る計画を共有することが推奨されます。
↓	
2 認証機関への問い合わせ	認証機関に問い合わせをし、認証取得に向けた見積を依頼します。
↓	
3 認証機関の決定・契約	見積金額等を踏まえ、認証機関を選定・契約します。
↓	
4 審査準備	必要に応じてコンサルティング機関の指導を受けながら、審査に必要な書類の準備、体制づくりを行います。
↓	
5 認証機関による事前審査	書類審査と現場審査からなる、事前審査を受けます。 審査時に改善要求が指摘された場合には、適宜対応します。
↓	
6 認証機関による本審査	認証機関による本審査を受けます。 審査時に改善要求が指摘された場合には、適宜対応します。
↓	
7 認証機関による認証(書)発行	本審査の結果を踏まえ、認定機関が定める基準を満たしていると判断された場合、認証機関より認証書が発行されます。
↓	
8 年次監査・更新監査	<u>認証は5年間有効です。</u> ただし、認証機関による年次監査を行い、森林認証管理団体の定める基準を遵守しているか確認します。

認証取得にかかる時間は、時期や書類等を準備する時間などのくらいかかるかにもよります。
通常は、契約締結から3〜5カ月で審査結果が出ます。

CoC 審査の概要

◆ 森林認証審査の概要

- 審査の基本は、国際ルール（ISO）で規定されており、審査は ISO 認定を受けた認証機関だけが実施し、どの認証機関でも同ルール（ガイドライン）で審査します。
- 審査は、それぞれの認証制度（SGEC、PEFC、FSC）の定めた審査マニュアルに沿って行われます。

◆ 審査の方法

- 分別管理について対面での質疑応答
- 管理現場（工場、倉庫など）の視察
- 関係書類のチェック

以上が半日～1日で行われます。通常、審査員1名が事業所を訪問し、審査を行います。経営者や製造責任者の方の対応が必要です。

◆ 審査内容

	時 期	審査内容
初回審査	認証の取得時	本審査を実施
定期審査	取得から1年後～4年後	毎年の年次監査を実施
更新審査	取得から5年後	認証の有効期限が切れるため、更新審査を実施

◆ 審査にかかる費用

費用は、依頼した認証機関との交渉によって決まりますが、会社の規模、複雑さ、リスクなどによっても大きく異なります。主な内訳としては、①審査費用、②審査準備費用、③規格手数料、④訪問審査にかかった旅費・交通費、⑤事前のマニュアル審査費用（事前のマニュアル審査を希望した場合のみ）などがあげられます。

費用の例

A社（従業員14名、売上高5億4千万円）から聞き取り。記載は税抜き金額

- 初回審査・・・約230,000円
- 定期審査・・・約224,000円/年（平均）
- 更新審査・・・約270,000円

<規格手数料>

各認証制度本部から認証取得者へ毎年請求する費用です。

- SGEC/PEFC は公示料といい、木質製品製造・販売額のカテゴリー／業態により年額が算出されます。

SGEC/PEFC ジャパン URL <https://sgec-pefcj.jp/certification/>
認証規格文書>SGEC 基準文書1 付属書2に料金表が掲載されています。

- FSC は年間認定管理料（AAF）といい、林産物の売上高のクラス／カテゴリーにより年額が算出されます。

FSC ジャパン URL <https://jp.fsc.org/jp-ja>
FSC 認証とは>FSC 認証基準文書>その他の基準文書 年間認定管理料（AAF）に料金表が掲載されています。

管理のポイント

一つの事業体内において、材料の調達段階では、認証材であることを示す証明書を確認する必要があり、また加工段階では、分別管理がポイントになり、最後の販売段階では、ロゴマークの適切な使用が求められます。

調達段階	<ul style="list-style-type: none"> 調達先が CoC 認証取得者である必要があります。 調達先から発行される証明書（納品書・請求書）に認証材であることが明示されている必要があります。 	文書化・記録の保管 <ul style="list-style-type: none"> 管理手順を文書化（マニュアル）する必要があります。 関連記録を保管する必要があります。（5年間以上）
加工段階	<ul style="list-style-type: none"> 認証材と非認証材が混ざらないように識別管理され、販売先まで追跡可能である必要があります。 自社や外部委託先を含むスタッフの、認証管理に関する教育及び内部監査が必要です。 	
販売段階	<ul style="list-style-type: none"> 認証材製品であることを示す証明書（納品書・請求書）を明示する必要があります。 ロゴマークをつける場合は、森林認証機関に使用の承認を得て、適切に使用する必要があります。 	

認証機関

◆ SGEC/PEFC

(一社)日本森林技術協会	TEL: 03-3261-5516 FAX: 03-6737-1237 E-mail: ninsho@jafta.or.jp URL: http://www.jafta.or.jp/
(一財)日本ガス機器検査協会	TEL: 03-3586-1686 FAX: 03-5570-9566 E-mail: EPA01@jia-page.or.jp URL: http://www.jia-page.or.jp/
SGS ジャパン(株)	TEL: 050-3773-4524 FAX: 045-331-7644 E-mail: jpforest@sgs.com URL: https://www.sgsgroup.jp/
合同会社もりの審査	TEL&FAX 06-7503-8577 E-mail: mori.shinsa@gmail.com URL: https://mori-shinsa.com/

◆ PEFC

コントロールユニオンジャパン	TEL: 03-6659-4750 FAX: 03-6368-6403 E-mail: infojp@controlunion.com URL: https://www.petersoncontrolunion.com/ja
アミタ(株)	TEL: 048-663-5320 E-mail: ninsho@amita-net.co.jp URL: https://www.amita-net.co.jp/solution-operation/certification

◆ FSC

アマタ(株)	TEL:048-663-5320 E-mail: ninsho@amita-net.co.jp URL: https://www.amita-net.co.jp/solution-operation/certification
ビューローベリタスジャパン	TEL:045-651-4770 Fax:045-641-4330 E-mail: cersus.yok@jp.bureauveritas.com URL: http://certification.bureauveritas.jp/cer-business/fsc/
コントロールユニオンジャパン	TEL:03-6659-4750 Fax:03-6368-6403 E-mail: infojp@controlunion.com URL: https://certifications.controlunion.com/ja/certification-programs/certification-programs/fsc-forest-stewardship-council
インタターテック・サーティフィケーション	TEL:03-3669-7435 Fax:03-3669-7410 E-mail: kohei-nagano@moodygroup.co.jp URL: http://ba.intertek-jpn.com/service/certification/standard1/
(一社)日本ガス機器検査協会	TEL:03-3586-1686 Fax:03-5570-9561 E-mail: epa01@jia-page.or.jp URL: http://www.jia-page.or.jp/
SGS ジャパン(株)	TEL:050-3773-4524 Fax:045-331-7644 E-mail: jpforest@sgs.com URL: https://www.sgsgroup.jp/

グループ認証

小規模の企業・組織にかかる認証のための負担を軽減し、認証を促進するための制度です。

グループで認証を取得することで登録申請料を含む審査に掛かる費用の負担が軽減され、**一事業体あたりの取得費用を抑えることができます。**

◆ CoC グループメンバーの要件

生産者グループへの加盟は、単一の国にある下記を満たす企業のみに限られます。

- (1) 従業員の数が 50 を超えない（正規（フルタイム）従業員またはそれと同等の従業員）かつ、
- (2) 年間売り上げの総額が 10 億円を超えないこと。

◆ グループ認証の準備

- (1) 地域内での認証取得に向けた合意・形成
同じ地域内で森林認証の取得に向けた合意形成を行います。
- (2) 協定先の確保
山側事業者の場合は森林所有者との協定や材の受入先確保、木材産業者の場合は森林所有者や素材生産業者と連携し、認証材の供給体制を計画します。

上川管内のグループ認証 上川森林認証協議会

上川森林認証協議会は、平成 30 年 6 月に設立しました。上川管内全ての市町村、森林組合が入会し、協議会を通じて、**SGEC-FM 認証**を取得しています。また、令和元年～3年度に 55 事業者が、協議会を通じて、**SGEC-CoC 認証**を取得しています。

協議会は、森林認証材や制度の PR をはじめ、認証取得の促進や認証に係る手続きなどの活動を行っています。

◆ グループ認証取得までの流れ

1 上川森林認証協議会への問い合わせ	協議会に入会する必要があります。 お問い合わせください。 ※12月頃までに入会の意思表示された場合には、翌年6月定期総会の審議に向け加入手続きを行います。
2 協議会運営委員会の審議	会員から推薦のあった加入希望者について審議します。
3 協議会入会に係る必要書類の提出	運営員会で議決された場合には、次の書類を協議会に提出します。 ①入会申込書、②加入希望調書、③森林管理体制に係る書類
4 協議会定期総会の審議	審査を受けて、 6月に開催される定期総会 で加入について審議します。議決された場合には、協議会が認証機関にグループ認証を申請します。
5 認証機関による認証(書)発行	認定機関が定める森林認証の基準を満たしていると判断された場合、認証機関より認証書が発行されます。
6 年次監査・更新監査	認証は5年間有効です。 ただし、認証機関による年次監査を行い、森林認証管理団体の定める基準を遵守しているか確認します。

◆ CoC 認証に掛かる年度の経費

協議会では、毎年度、CoC 認証に係る経費（認証審査や管理審査等）を計上し、均等割と販売林産加工事業費割により事業者毎に負担金を計上しています。

また、協議会入会時には、**入会金1万円**が掛かります。

負担金の例（R4年度）

事業費 7 億円の事業者	•• 負担金 165,000 円
事業費 2 億円の事業者	•• 負担金 75,000 円
事業費 2 千万円未満の事業者	•• 負担金 30,000 円

◆ 上川森林認証協議会の連絡先

〒078-8273 旭川市工業団地3条1丁目2番15号 旭川市森林組合内

TEL : 080-9616-3090 FAX : 0166-36-4290

E-mail : s.ninsho@a-sinrin.com

CoC プロジェクト認証

プロジェクト認証とは、通常の認証とは異なり、事業体を認証するのではなく、建設・製造されるプロジェクト（建築物、イベントステージなど）そのものを認証する仕組みで、サプライチェーンを構成する事業体が CoC 認証を取得していない場合などに利用されます。



◆ 通常の「CoC 認証」とプロジェクト認証との違い

通常の CoC 認証下では、最終製品までのサプライチェーン全体での CoC 認証取得が求められます。途中でチェーンが切れると、その先は森林認証製品であることを謳うことができませんので、工場からエンドユーザー（消費者）へ届く手前まで、森林認証がなされていることが必要と言えます。

プロジェクト認証下では、プロジェクト内部で認証材の調達や製造・設置に携わる組織は個別の CoC 認証は不要です。

◆ プロジェクト認証の全体認証と部分認証

プロジェクト認証には、全体認証と部分認証があります。

<全体認証>

通常の CoC 認証下及びプロジェクト認証下での取得が可能で、建物全体を認証するものです。

例：住宅、学校、公共施設など



<部分認証>

通常の CoC 認証下では、製品の一部だけを認証する「部分認証」は認められません。しかし、プロジェクト認証下では、製品の部分認証が可能です。

例：窓枠、ドア など



◆ プロジェクト認証に携わる施工者のメリット

CoC より安価かつ短時間で、信頼性の高い建築物・製品であることが証明され、企業イメージ・ブランドイメージの向上に繋がり、未取得の場合との差別化がなされます。

CoC プロジェクト認証の取組事例



- ◆美深町立仁宇布小中学校 新校舎（美深町）
事業主体：美深町

認証の種類：SGEC-CoC プロジェクト認証
（全体認証）

認証材使用量：208.689m³（72.7%）

地域林業関係団体が協力し、町内道有林・町有林産の認証カラマツ材、トドマツ材を使用。



- ◆道の駅南ふらの 新複合施設（南富良野町）
事業主体：南富良野町

認証の種類：SGEC-CoC プロジェクト認証
（全体認証）

認証材使用量：408.945m³（88.5%）

南富良野町森林組合が素材生産から木材加工まで一元管理し、町内道有林・町有林・民有林産の認証カラマツ材、トドマツ材を使用。

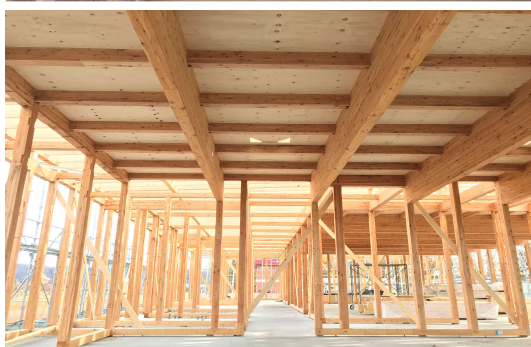


- ◆十勝大雪森林組合 新事務所（音更町）
事業主体：十勝大雪森林組合

認証の種類：SGEC-CoC プロジェクト認証
（部分認証）

認証材使用量：90.813m³

とち森林認証協議会が中心となり、十勝地域の民有林産の認証カラマツ材を主要構造材に100%使用。



- ◆西十勝森林組合 新事務所（新得町）

事業主体：西十勝森林組合

認証の種類：SGEC-CoC プロジェクト認証
（部分認証）

認証材使用量：28.311m³

十勝大雪森林組合が協力し、町有林産の認証カラマツ集成材を梁、桁、柱に100%使用。



- ◆道の駅おとふけ（音更町）

事業主体：音更町

認証の種類：SGEC-CoC プロジェクト認証
（部分認証）

認証材使用量：約81m³

施工業者とのプロジェクト認証に関する研修会を経て工事に着手。町内認証林産の認証カラマツ集成材を構造材に100%使用。